

## 船舶事故調査報告書

令和7年12月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年12月25日 20時08分頃
発生場所	沖縄県本部町渡久地港西方沖 渡久地港南防波堤灯台から真方位278° 1,790m付近 (概位 北緯26° 39.8′ 東経127° 52.2′)
事故の概要	漁船幸福丸は、東南東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年12月26日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 幸福丸、4.9トン ON3-04363（漁船登録番号）、個人所有 第296-26988号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船尾キールに亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、沖縄県伊江村伊江島北西方沖での操業を終え、渡久地港に向けて帰航を開始した。</p> <p>船長は、GPSプロッターを作動させ、約8.5ノットの対地速力で、手動操舵により本船を東南東進させた。</p> <p>船長は、渡久地港西方沖にある渡久地港第1号灯浮標（以下、灯浮標については、「渡久地港」を省略する。）と第2号灯浮標の間を通過した頃、本船を左転させたところ、衝撃を感じた。</p> <p>船長は、本船がヌハン瀬と称する浅所に乗り揚げたことに気付き、機関操縦レバーを中立として本船を停止させた後、損傷状況を確認し、所属する漁業協同組合の担当者に連絡するとともに118番通報を行った。</p> <p>本船は、潮位が上昇して離礁し、自力で航行して渡久地港に帰港した。</p> <p>(図1 参照)</p>

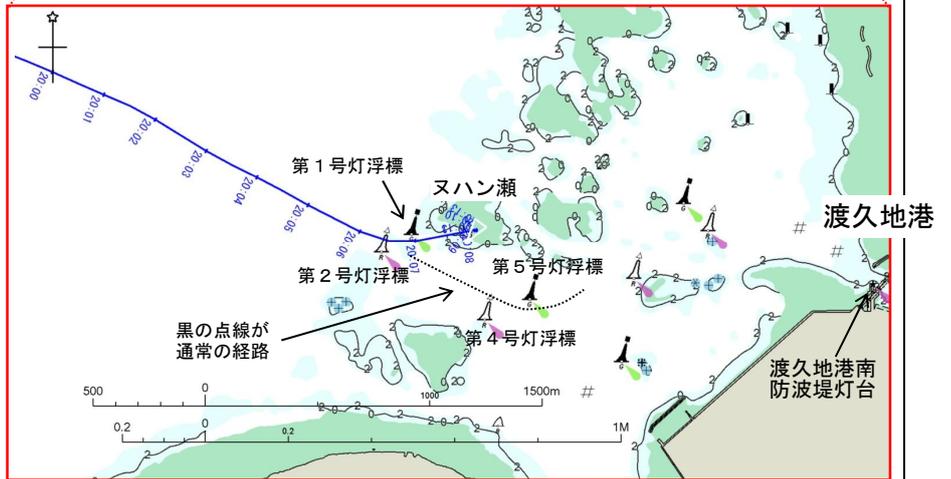


図1 航行経路図

本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約1.8mであった。

船長は、GPSプロッターを作動させていたが、渡久地港西側の海域では、ふだんから目視で灯浮標の灯光を確認しながら進路を定めていた。

船長は、本事故時、第1号灯浮標を通過した際、第5号灯浮標を通

	<p>過したと勘違いして本船を左転させた。</p> <p>船長は、ふだんから第1号灯浮標（灯質：群閃緑光、毎6秒に2閃光）及び第5号灯浮標（灯質：単閃緑光、毎3秒に1閃光）の灯光が渡久地港の陸上施設の明かりに紛れて見えにくいと感じていた。</p>
分析	<p>本船は、東南東進中、第1号灯浮標を通過した際、船長が第5号灯浮標を通過したと勘違いして本船を左転させたことから、又ハン瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、第1号灯浮標及び第5号灯浮標の灯光が渡久地港の陸上施設の明かりに紛れて見えにくいと感じていたものの、ふだんから目視で灯浮標の灯光を確認しながら進路を定めており、GPSプロッターで船位を確認していなかったことから、第1号灯浮標を通過した際、第5号灯浮標を通過したと勘違いしたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、東南東進中、船長が、GPSプロッターで船位を確認していなかったため、第1号灯浮標を通過した際、第5号灯浮標を通過したと勘違いして本船を左転させ、又ハン瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、目視のほかGPSプロッター等の航海計器を活用して進路及び船位の確認を行うこと。</li> </ul>